

## 平成29年度「海の家（借上）事業」実施要綱

### 1 目的

組合員及びその家族（以下「組合員等」という。）を対象に「海の家」を開設し、心身のリフレッシュと健康の保持・増進を図ることを支援する。

### 2 事業内容

県内2カ所の海水浴場において「海の家」を借り上げ、組合員等の利用に供する。

### 3 開設場所等

開設場所	「海の家」の名称	開設期間
さぬき市津田町琴林 津田海水浴場	松の家	7月10日～8月19日
丸亀市本島町泊 本島・泊海水浴場	エス・エス・ハウス	7月23日～8月13日

### 4 利用対象者

組合員等（被扶養者及び同居又は同一生計の者）とする。

### 5 利用方法

「海の家」を利用しようとするものは、「海の家利用券」に所要事項を記入のうえ、利用する施設に提出して利用する。

※「海の家利用券」は、6月発行の「福利かがわ」に掲載します。

### 6 実施期間

上記3の開設期間とする。